

平成24年11月28日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成24年12月13日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月13日（木）午後1時00分 開議

○議長（伊藤すすむ君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（伊藤すすむ君） ここで報告します。

去る9月定例会から継続審査となっております案件並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（伊藤すすむ君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（伊藤すすむ君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査となっております案件並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（初谷智津枝君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「平成23年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月14日の本会議において、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、

閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、同日、委員会を開催し、正副委員長の互選と審査日程について協議いたしました。

その結果、委員長に私、初谷智津枝を、副委員長に矢部義明委員を選出、審査日程を11月12日、13日、14日の3日間とし、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過についてですが、11月12日、午後1時から委員会を開会し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から平成23年度の決算概要の説明を求めるとともに、引き続き23年度に実施された諸事業の中から、圏央道及び東部小学校屋内運動場耐震補強工事の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第であります。

13日及び14日は、午前10時から委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

平成23年度における国の予算編成の基本方針としては、「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋という理念のもと、新成長戦略を着実に推進し、元気な日本を復活するための重要な予算と位置づけ、当初予算規模は92兆4116億円、前年度比0.1%の増となっております。

本市においては、歳入では市税収入の減、歳出では障害福祉費、生活保護扶助費などの増や、土地開発公社に係る債務負担行為の償還の大幅な増があり、厳しい財政状況が見込まれるとされておりました。そのような状況のもと、予算編成においては、歳入について、市税収入及び税外収入の可能な限りの確保に努めるとともに、歳出については、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事業の根本的な見直しや経費の徹底的な節減に努めたとされておりました。

以上のことから、平成23年度一般会計の当初予算は269億5800万円となり、その後、事務事業の見直し及び追加事業等により4回の補正が行われ、前年度繰越額を含めた予算現額は289億3291万円余となりました。

また、予算執行後の平成23年度一般会計決算規模は、歳入総額で287億8583万円余、歳出総額で275億4172万円余となり、歳入歳出差引額は12億4411万円余、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は11億7842万円余となりました。

主な事業については、「平成23年度主要施策の成果」の中で詳しく報告されていますが、特に、小学校施設整備事業に6億448万円余、中学校施設整備事業に1億3241万円余をそれぞれ投入したとしております。

ここで本市の財政状況について見てみますと、まず歳入においては、企業設備投資の停滞や

個人所得の減少による市税の減などがあるものの、税収減等による普通交付税の増、千葉県緊急雇用創出事業補助金の増による県支出金の増、土地開発公社貸付元金収入の皆増による諸収入の増などにより、歳入全体では前年度に比べて9億2769万円余、3.3%の増となりました。

次に、歳出ですが、特に前年度に比べ大きく増減したものとして、まず民生費では、児童手当支給事業の減などがあるものの、介護給付事業などの障害福祉費、子ども手当支給事業、生活保護扶助費の増などにより、4億8097万円余、5.8%の増となりました。

次に、衛生費では、子宮頸がん等ワクチン接種事業の増などがあるものの、長生郡市広域市町村圏組合負担金の減などにより、5445万円余、1.6%の減となりました。

次に、商工費では、企業立地促進奨励金の皆減などにより、2億4525万円余、24.2%の減となりました。

次に、土木費では、道路側溝清掃委託料の減などがあるものの、土地開発公社債務償還、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の増などにより、8億7967万円余、34.0%の増となりました。

次に、教育費では、幼稚園施設整備事業の増などがあるものの、小・中学校施設整備事業の減などにより、2億9011万円余、8.4%の減となりました。

また、公債費では、土地開発公社貸付事業に係る元利償還金の減などにより、4418万円余、1.4%の減となりました。

以上の結果、歳出全体では9億8903万円余、3.7%の増となりました。

これら予算の執行状況及び主要施策の成果、財政分析をもとに本市の財政状況を踏まえ、平成23年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努められたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの意見、要望がありました。

まず、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の概略を申し上げます。

初めに、「市税収入が落ち込む中、自主財源の確保が自治体にとって大きな課題であり、市民あってこそその個人市民税である。10月に人口減少問題対策会議が設置されたが、地域経済との関連性の分析は行われているのか」との質疑に対し、「本市の人口が減少傾向にあることを踏まえ、人口減少問題対策会議において今後の対策を検討していくことになるが、圏央道開通による波及効果が人口増加につながる一つの要素になるのではと考えている。交通アクセスとして高速バスの運行が重要なかぎとなるので、通勤時間帯におけるバス優先ラインの設置を要望しているところである。企業誘致に関しては、パナソニック撤退後のジャパンディスプレイ

の生産体制が来年にはフル稼働となる見込みであり、雇用の場の拡大に寄与するものと考えている」との答弁がありました。

次に、「開かれた議会を目指し、議会活動を報告するため、議会だよりの充実を検討しているところであるが、予算に対する見解は」との質疑に対し、「首長と議会は二元代表制でお互いチェック・アンド・バランスの関係でやっている。議会費の削減により活動が阻害されてもいけないという思いがあるので、極端な歳費の削減は考えていない」との答弁がありました。

次に、「23年度決算における実質収支は適正水準とされる標準財政規模の5%程度を大きく上回っている。その要因と実質収支から見た今後の財政運営は」との質疑に対し、「実質収支額は歳出においては企業立地促進奨励金、ワクチン接種事業、給食運営費等の不用額が生じたこと、歳入においては広域市町村圏組合負担金の精算金、宝くじ交付金、特別交付税の増により、結果として約11億円となった。来年度の財政運営は企業撤退の影響による税収減で非常に厳しい状況が予想されており、実質収支が大幅増となっても楽観視することはできないと考えている。今後も不測の事態に対応できるよう、財政調整基金への積み増しを行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「市政運営にあたっては職員教育の充実を図るとともに、少数精鋭による執行体制を確立していく必要がある。本市における適正な人件費と職員数をどうとらえているのか」との質疑に対し、「人件費の抑制を図るため、正規職員の削減を行う一方、業務量に対応した人員を確保するために臨時職員の活用をしている。適正な職員数については行政需要等により自治体ごとに異なり、なかなか判断の難しい面もあるが、今後精査していきたい」との答弁がありました。

次に、「財政健全化に向けて大変な努力をされているが、市民要望を踏まえた中で、どこに主眼を置いて23年度の財政運営に取り組まれたのか」との質疑に対し、「本市における実質公債費比率や将来負担比率は依然として高い水準にあり、不安要素を抱えているので、ある程度健全な状態にもっていかなければ、前に進めないと考えている。23年度においては支出を抑制し、学校施設の耐震化に向けて最優先で取り組むとともに、負の遺産の整理をしてきたつもりである。その中でも最大の懸案事項である土地開発公社の問題に一定の方向性を見いだすことができたので、できる限り市民要望に還元していきたい」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、平成23年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員7名のうち、賛成する者6人、反対する者1人で、賛成多数により認定することと決定した次第であります。

なお、賛成者から本案を賛成するにあたり、次の点について附帯意見がありましたので、以下申し上げます。

1. 本委員会における審査の成果を次年度以降の予算に反映されたい。

1. 財政健全化計画の一定の成果があらわれ、実質収支比率は適正とされる水準を上回っていることから、財政健全化期間中であるが、可能な限り市民要望にこたえられたい。

1. 施設管理については健康管理と同様、予防保全を行うことで維持管理費の縮減に多大な効果があるため、必要な財政措置を講じ計画的に行われたい。

1. 財政健全化に軸足を置きつつも、市民の声にもしっかりと対応されたい。

1. 引き続き財政健全化に取り組むとともに、市民要望の実現、市民サービスの向上に努められたい。

1. 限られた予算の中、さまざまな知恵を絞り、文化施設等の改善について検討されたい。

次に、反対者の反対意見について申し上げます。

「学校施設の耐震化の推進、特別支援教育の充実、生活困窮者に対する支援など、評価できる面はあるが、教育・福祉部門における職員の非正規化、セーフティネットの一翼を担う公営住宅については集約化の方向で進められており、さらには身近な環境整備が遅れている状況である。基金への積み増しや債務の軽減についても重要課題であるが、中小企業や農業に対する施策が乏しく、市民本位の行政とは言い難いため、本決算には反対する」というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 緊急雇用創出事業により構築した固定資産家屋照合システムを有効に活用し、適正な課税客体の把握、評価に努められたい。

1. 地域コミュニティにおいて自治会の果たす役割の重要性にかんがみ、加入率の向上に努めるとともに、人材育成や組織の強化を図られたい。

1. 災害は季節、昼夜を問わず発生することから、訓練のあり方について検討されたい。

1. 無料法律相談については相談時間を拡大し、相談機能の充実を図られたい。

1. 生活保護費の不正受給防止策として所得調査を年数回実施することにより、収入・資産の適正な把握に努められたい。

1. 生活保護は社会保障における最後のセーフティネットであることを十分認識し、過度な抑制につながることはないよう留意されたい。

1. 公立保育所については利用促進が図れるよう施設の維持管理に努められたい。
1. 医療費抑制策として予防対策の充実を図られたい。
1. 少子化対策という観点から子宮頸がん予防ワクチン接種の普及に努められたい。
1. 地域循環型経済の推進を図るため、中小企業振興に特化した部署の設置などの対策を講じられたい。
1. 有害鳥獣駆除対策については国の補助事業を活用するなどの方策を検討されたい。
1. 秋まつり補助金については運営協議会に対する一括交付という形ではなく、各地区への交付を検討されたい。
1. 市営住宅については住宅困窮者に対して居住の安定確保を図るための体制づくりを検討されたい。
1. 市営住宅の管理にあたっては、老朽化が進んでいることから集約化により財政負担の軽減を図るとともに、効率的な維持管理に努められたい。
1. 橋梁の点検調査において補修が必要と判断されたものについては、安全性確保という観点から早急に対応されたい。
1. 緊急雇用創出事業により整理された文化財資料については、子供たちの郷土愛の育成に活用されたい。
1. 奨学資金の貸付については、経済的理由などにより修学が困難とされる者に行うという本来の趣旨に照らし、学力基準の廃止を検討されたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、総務委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○総務委員会委員長（鈴木敏文君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る7日の本会議において付託されました報告1件、議案8件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、平成24年11月16日に衆議院が解散され、12月16日の衆議院議員総選挙執行に際し、直ちに予算措置の必要が生じたため、「平成24年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」について、急施を要するものとして、平成24年11月19日に専決処分がなされたことに対して議会の

承認を求めるものです。

補正予算の内容は、歳入歳出それぞれに3466万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404億2908万5000円にしたものであり、採決の結果、報告第1号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第1号「平成24年度茂原市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億11万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410億2919万6000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「商工費のマスコットキャラクターPR事業中、着ぐるみ作製委託料が計上されているが、七夕まつり実行委員会において作製されたのではないのか」との質疑に対し、「現在使用中のものは七夕まつり実行委員会で作製され、7月に市へ移管されたが、今回の予算はモバリンの着ぐるみを新たにもう一体作製するために計上するものである」との答弁がありました。

さらに、「小学校費と中学校費の小・中学校補修工事の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「小学校費については、10校に係る16件の補修であり、中学校費については、3校に係る4件の補修であり、主なものとしては、雨漏り補修、受水槽配管修理等である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「茂原市情報公開条例の制定について」申し上げます。

本案は、透明かつ公正な会議運営を図るとともに、市民参加による開かれた市政運営を促進するため、従来の茂原市公文書公開条例を廃止し、新たに会議の公開を含めた情報公開の総合的な推進を規定する条例を制定しようとするものであり、採決の結果、議案第5号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、県から交付される「がんばろう！千葉 市町村復興基金交付金」を原資とする茂原市東日本大震災復興基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市町村復興基金交付金は、県内自治体全部に対して交付されたのか。また、本市に対しては幾らであるのか。また、他自治体において多い金額のところはどこなのか」との質疑

に対し、「交付金は全部の自治体に交付されており、本市に対しては、24年度に1500万円、また25年度に800万円交付される。交付金額は、被災自治体に対しての金額が多く、例えば浦安市に対しては2億4800万円、また、旭市に対しては2億6000万円である」との答弁がありました。

さらに、「交付金の使い道はどのようになるのか」との質疑に対し、「二次避難所で備蓄倉庫が未設置のところへ倉庫を設置し、そこにおける備蓄品を購入する予定はあるが、今後、基金が利用可能な10年間で効果的に活用していく」との答弁がありました。

次に、「交付金の使い道の条件はどのようになるのか」との質疑に対し、「復興に向けての新規事業が前提であり、防災力の向上等の事業が対象となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第8号「茂原市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、本条例が準ずる千葉県防災会議条例が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「茂原市防災会議委員の中に自主防災会組織関係の方を何名入れる予定なのか。また、茂原市防災会議の開催サイクルはどうなっているのか。そして、昨年の大震災以降、何回開催されたのか」との質疑に対し、「茂原市防災会議委員は30名枠となっており、現在28名をお願いしているので、残りの枠は2名であるが、自主防災会組織関係の方を何名お願いするということは決まっていない。会議は、次期防災計画作成の際に開催することとなる」との答弁がありました。

次に、「当市は、災害が多く発生している地域であるのに、平成10年以降一度も会議が行われていないのは、なぜか。また、避難所生活においては、女性の視点に立った備品等の用意が必要になるので、女性を防災会議委員へ登用してもらえないのか」との質疑に対し、「防災計画を作成することが防災会議の役目であるので開催していないが、防災マニュアルについては、毎年更新を行っているところである。また、女性登用については、必要性を感じているので、検討したい」との答弁がありました。

さらに、「防災会議委員28名の内訳はどうなっているのか」との質疑に対し、「委員は、市長、県関係機関職員、警察署長、消防関係職員等が務めている」との答弁がありました。

次に、「当市には、自主防災組織は何団体あるのか」との質疑に対し、「67団体組織されている」との答弁がありました。

また、委員からは、「自主防災会において活動している女性の割合が低いので、男女共同参画の視点から、女性の登用を要望する」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第9号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、平成24年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告にかんがみ、本市におきましても所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「県内他市の改定状況はどうなっているのか。また、本市では独自削減を行っており、国が改正しないのに本市では実施するのか。また、当改正に伴う退職後への影響はどうなるのか」との質疑に対し、「県内で本市と同じ1月1日昇給を適用しているのは、本市を含め8市であり、市川市、野田市が12月議会上程の予定であり、残りの5市では見送りとなっている。また、このうちの2市では、実施を1年遅らせるということである。また、国においては、復興財源として職員給与を7.8%削減しているので今回の改正は見送りとなったが、本市の削減幅は、これより少ない。県では、4月1日昇給を適用しており、来年2月議会へ上程し、今回の改正を実施する予定とのことである。なお、今回の改正に伴う退職後の影響は、退職手当で約20万7000円、年金で1400円くらいである」との答弁がありました。

また、委員からは、「今回の削減内容については、退職後にも影響するということであり、職員給与は既に削減されていることから、さらなる削減は職員の気力低下にもなりかねないので、これ以上、給与に手をつけるべきではないとの立場から、本案については反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「権利の放棄について」申し上げます。

本案は、茂原市土地開発公社に対する市の債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本件についての市民への情報公開は、どのように行うのか」との質疑に対し、「第3セクター等改革推進債の金額、償還年数、返済利率等に関する事、そしてあわせて、開発公社の解散に関する事を適宜公開していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第12号「千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になることから、千葉県市町村総合事務組合の規約の変更に際し関係自治体との協議をするため、地方自治法第290条の規定により協議するものであり、採決の結果、議案第12号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第14号「長生郡市広域市町村圏組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、長生郡市広域市町村圏組合理約の変更に際し、関係市町村との協議をするため、地方自治法第290条の規定により協議するものです。

審査の過程において、「今回の法律改正の背景は」との質疑に対し、「改正の趣旨は、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供と個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を目的としている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○教育福祉委員会委員長（加賀田隆志君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案1件並びに今定例会において付託されました議案1件、陳情1件について、11月6日及び12月7日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、認定案第7号「平成23年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定につい

て」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額53億8473万8279円に対して歳出総額51億5881万9542円で、2億2591万8737円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「介護保険料の不納欠損の内訳とその理由及び年齢構成は」との質疑に対し、「不納欠損の内訳については、滞納が487人で、理由としては、納付意欲の欠如、死亡及び職権消除等であり、年齢構成は、市が徴収を行う65歳以上の第1号被保険者では、年齢の低いほうが多い傾向にある」との答弁がありました。

次に、「介護保険の保険料と介護サービスを利用している人数は」との質疑に対し、「今年度から第5期介護保険事業が始まり、保険料の改定を行い、第1段階の年額2万5500円から第7段階の年額8万2600円までの7段階、9区分となっている。また、要介護認定を受けている方が全体で3507人、そのうちサービスを利用している方が2881人である」との答弁がありました。

次に、「施設介護サービス給付費は、当初予算で16億8325万7000円が計上され、補正にて4414万9000円を減額したにもかかわらず、5755万円余が不用額となっているが、その理由は」との質疑に対し、「施設介護サービス給付費は、前年度に比べ1.1%、1815万円減少しているが、介護療養型医療施設が廃止されることから利用者が大幅に減少したことによるものである」との答弁がありました。

次に、「毎年、一般会計からの繰り入れが増えている中、平成23年度は8億1700万円を繰り入れているが、一般会計からではなく基金からの繰り入れを増やすことはできないか」との質疑に対し、「繰り入れについては、国、県、市町村及び基金からの負担割合が決まっていることから基金からの繰り入れを増やすことは難しい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号については全員異議なく認定することと決定しました。

次に、議案第3号「平成24年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6866万4000円を追加し、予算の総額を57億2412万2000円にするもので、採決の結果、議案第3号については全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、陳情第9号「生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳

情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「生活保護受給者が210万人を超え、年々増加し、さまざまな問題が出ている中、陳情願意は老齢加算の復活や基準を引き下げないことを求めているが、市としてどう考えているか」との質疑に対し、「生活保護の老齢加算については、厚生労働省社会保障審議会で検討され、70歳以上の方の消費支出が70歳未満の方と差異がないことから、平成18年に廃止されたものである。現在、国において基準を含め生活保護制度の見直しの検討が進められているが、明確な基準、方針については今後示されるものである」との答弁がありました。

次に、「厚生労働省が生活保護基準の引き下げを検討しているとのことだが、具体的には何を引き下げようとしているのか」との質疑に対し、「今回検討がされているのは、生活保護基準額の引き下げについてである」との答弁がありました。

また、委員から、「生活保護基準については、国において見直しの議論がなされているところであり、動向を注視していく必要がある」との意見や、「厳しい雇用環境の中で懸命に働く若者がいる一方、働かずに生活保護を受けた方が得だとの風潮がある中、生活保護基準の引き下げもやむを得ないのではないか」との意見がありました。

採決の結果、陳情第9号については賛成者なく不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案3件について、11月8日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、認定案第3号「平成23年度茂原市特別会計下水道事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額13億4739万1840円に対し歳出総額11億3506万9887円で、2億1232万1953円の黒字決算となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億6176万4453円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道未接続世帯の状況と加入促進の取り組みは」との質疑に対し、「平成23年度末における未接続世帯数は、接続可能である1万6612世帯に対し1263世帯で、接続率は92%という状況であり、接続率の低い地区を重点地域とし、自治会回覧による啓発を行い、接続率向上に取り組んでいるが、未接続の主な理由として、経済的理由のほか、浄化槽使用や家屋の老朽化によるものであるため、新たな方策の検討も含め、今後も下水道の普及促進を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、「包括的民間委託の導入効果の見込みは」との質疑に対し、「下水処理場の維持管理業務については、包括的民間委託導入への移行を検討するため、平成22年度から基礎調査を行ってきた。本年度からの委託実施に伴い、職員数の減による人件費の削減、薬品調達方式の工夫によるコスト削減等で、全体として年間約1000万円の縮減効果を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員から、「受益者負担金において明らかに回収不能となっている未収金については、不納欠損処理を行い適切な債権管理を行われたい」との意見があり、採決の結果、認定案第3号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第4号「平成23年度茂原市特別会計宅地開発事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額1490万2901円に対し歳出総額72万7020円で、1417万5881円の黒字決算であり、採決の結果、認定案第4号については全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「平成23年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額1億5834万3938円に対し歳出総額1億5748万6491円で、85万7447円の黒字決算であります。

審査の過程において、「公共駐車場の利用台数と稼働状況は。また、使用料の増収に向けた経営努力は行われているのか」との質疑に対し、「平成23年度における利用台数は年間約6万4000台、1日あたり約175台で、稼働ベースでの修正回転率は1.3という状況である。利用促進策として広報やホームページの掲載、自治会回覧による周知を図っているが、駐車場利用者は減少傾向にあるため、今後は庁内組織の管理運営協議会で意見を聴取し、利用者増加に向けた方策を検討していきたい」との答弁がありました。

また、委員から、「公共駐車場における今後の事業計画については、指定管理者の導入も含

めて早い段階から検討をされたい」との意見があり、採決の結果、認定案第6号については全員異議なく認定することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（初谷智津枝君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案3件並びに今定例会において付託されました議案6件、請願1件、陳情1件について、11月8日及び12月7日の両日、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、認定案第2号「平成23年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額107億3962万817円に対して歳出総額99億1884万8941円で、歳入歳出差引8億2077万1876円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国民健康保険税の不納欠損額の内容と、前年度と比較して増加した理由は」との質疑に対し、「国民健康保険税の不納欠損額は1万4361件、延べ人数950人分の合計額3億4600万円余であり、5年の時効を迎えたもの、執行停止後3年を経過したもの、または破産等を事由とし欠損処理したものである。これは、昨今の景気低迷による世帯の収入減により生活困窮世帯が増えたことが大きな要因であるとする」との答弁がありました。

次に、「保険給付費の不用額が2億3800万円余となった要因は」との質疑に対し、「過去2か年の推移から医療費の伸び率を4%と見込んで予算措置したが、本決算年度における医療費の伸び率が2.17%にとどまったことによるものである」との答弁がありました。

また、委員より、「国や県に対し財政負担を強く求めていくことや、一般会計からの法定外の繰り入れを行うなど、加入者の負担軽減を図りたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号は賛成者多数により認定することと決定いたしました。

次に、認定案第5号「平成23年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定につ

いて」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額 3 億 5221 万 7051 円に対して歳出総額 3 億 3950 万 7255 円で、歳入歳出差引 1270 万 9796 円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道事業債の借り入れ理由は」との質疑に対し、「資本費平準化債という世代間の負担の均衡を図ることを目的とした起債である」との答弁がありました。

次に、「借換債の内容は」との質疑に対し、「金利負担の軽減を図ることを目的とし、年利 5 % 以上の高金利な借入金を繰上償還するため起債したものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第 5 号は全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第 8 号「平成 23 年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額 8 億 1497 万 9715 円に対して歳出総額 7 億 7339 万 1276 円で、歳入歳出差引 4158 万 8439 円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者医療制度の廃止に向けた動きはあるか」との質疑に対し、「後期高齢者医療制度については、今後、社会保障制度改革国民会議の中で議論をし、方針が決定されることとなっている」との答弁がありました。

次に、「本市における後期高齢者医療制度の被保険者数は」との質疑に対し、「平成 23 年度末現在の被保険者数は 1 万 569 名であり、前年度末と比較すると 343 名の増となっている」との答弁がありました。

また、委員より、「医療を年齢で差別する本制度そのものに問題があり、廃止すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第 8 号は賛成者多数により認定することと決定いたしました。

次に、議案第 2 号「平成 24 年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1437 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 104 億 3763 万 8000 円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「保険給付費が増大する中、

重複・頻回受診に対する指導はなされているのか」との質疑に対し、「重複・頻回受診に対する被保険者への指導は、医療費適正化の観点からも、今後、取り組むべき重要課題であると認識しているが、受診抑制につながりかねない非常にデリケートな問題をはらんでいるため、現状においては、ジェネリック医薬品の普及促進に重点を置いた医療費の削減に努めている」との答弁がありました。

また、委員より、「医療費抑制の観点から、予防に重点を置いた施策に尽力願いたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第4号「平成24年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4529万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「一般職人件費に不足が生じた理由は」との質疑に対し、「4月の人事異動に伴い、予算積算時との職員に変更が生じたためである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「茂原市小規模水道条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「小規模水道を設置する施設の具体例は」との質疑に対し、「該当施設としては、マンション、学校、保育所、病院、ホテルなどが挙げられる」との答弁がありました。

次に、「市が行う具体的な業務内容は」との質疑に対し、「設置者が行う水道施設の布設及び維持管理に係る申請・届出の受理や立入検査、改善命令等を行うなど、飲用水の水質基準や施設基準の適合確認をはじめとする衛生対策が主な業務である」との答弁がありました。

また、委員より、「みずからの責任を放棄し、一方的に市へ負担を強いるような国や県の権限移譲のあり方に疑問を感じる」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は賛成者多数により可決することと決定いたしました。

次に、議案第10号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「本条例改正は、奨励金交付限度額の引き下げや操業義務期間の新設など、企業側にとって厳しい内容となっているが、企業誘致の足かせとならないか」との質疑に対し、「操業義務期間の規定を有する自治体のうち、期間を10年とする団体が一番多い点、また、奨励金の交付限度額10億円は、他の自治体と比較しても見劣りしないことから、自治体間競争において一定レベルは保てるものとする」との答弁がありました。

また、委員より、「改正内容については一定の評価をするが、企業誘致において奨励金を交付することに意味があるのか疑問を感じる」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は賛成者多数により可決することと決定いたしました。

次に、議案第13号「九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になることから、九十九里地域水道企業団の規約の変更の際し、関係市町村と協議しようとするものであり、採決の結果、議案第13号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第15号「公の施設の利用に関する大網白里町との協議について」申し上げます。

本案は、茂原市と大網白里町の行政界の土地に住宅兼事務所を新築するにあたり、本市の住民登録となる土地所有者が汚水処理について大網白里町の公共下水道への接続を希望するため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大網白里町と協議しようとするものであり、採決の結果、議案第15号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、請願第1号「茂原市中小企業振興条例の制定を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在、中小企業の経営者で組織する振興対策会議等は存在するか」との質疑に対し、「商工会議所において、中小企業経営者を中心とする7つの部会を設置し、懸案事項などについて協議・検討がされ、本市へも情報提供が行われている」との答弁がありました。

次に、「請願項目2に掲げる事業所の実態調査を行っているか」との質疑に対し、「現在、企業ガイドブックを作製する中で、細部にわたり実態調査を実施している」との答弁がありました。

また、委員より、「企業立地奨励金制度など大企業優遇施策ばかりでなく、中小企業に目を向けた施策の展開も必要である」との意見、また、「現状においても、商工会議所を中心とし

た中小企業の振興を図るための会議の場が設けられており、市とも連携が図られている。条例制定については、慎重を期し、制定自治体の効果等を調査・研究すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第1号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

次に、陳情第8号「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「本市において、アスベスト被害の事案はあるか」との質疑に対し、「厚生労働省の公表資料によると、平成23年度に新たに1名が労災認定を受けたことが報告されている」との答弁がありました。

また、委員より、「因果関係がはっきりしないことを理由にアスベスト被害者の救済が進まないのであれば、国民を守るという国の責務において解決を図るべきである」との意見、また、「陳情の趣旨は理解するが、アスベストによる健康被害は、因果関係の立証が困難であるなど、最近出された司法判断を見てもさまざまな問題を含んでいる。国への意見書提出に際しては、アスベスト問題に対する理解をより一層深める必要がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第8号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後2時03分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時15分 再開

○議長（伊藤すすむ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

(1番 飯尾 暁君登壇)

○1番(飯尾 暁君) 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。飯尾 暁でございます。

反対する案件は、認定案第1号「平成23年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「平成23年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第8号「平成23年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、さらに今議会に提出されました議案第7号「茂原市小規模水道条例の制定について」、議案第9号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、それぞれその理由を述べます。また、請願第1号「茂原市中小企業振興条例の制定を求める請願」、陳情第8号「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情」、陳情第9号「生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

最初に、認定案第1号、一般会計決算認定について述べます。

当決算年度中には、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故など、未曾有の大災害の発生により、被災地はもとより、我が国は甚大な被害をこうむりました。しかし、震災からの復興、被災者の生業、コミュニティの復興も道半ばです。大災害に加え、多くの国民の期待を裏切る結果となった政権交代では、国民の要求に背を向けた財界・アメリカ言いなりの政治により、貧困と格差は広がる一方です。今、震災からの教訓を学ぶとともに、こうした国の悪政から市民を守る防波堤の役割を果たすべき地方自治体の重要性が鋭く問われています。

本市の決算から見ますと、教育面では、大震災を経験して子供たちの安全対策としての小・中学校の耐震化事業が進められ、また、特別支援教育の充実に向けた努力、生活面では、急増する消費生活相談事業への対応や増加する生活困窮者に対する支援など、評価される面もあります。しかし、自治体本来の使命である教育や福祉の増進を担う分野での職員の非正規化、民営化が進められていることは、その責任を放棄するものです。身近な環境整備についても、市民要望に十分対応できていない面が多く、大震災を教訓とする上での防災については相変わらずの消防職員の大幅な不足、多くの市民が集まる休日の公共施設の管理等、公としての危機管理が問われると言わざるを得ません。また、セーフティネットとしての住まいの砦となるべき市営住宅は根本的な整備が必要であり、低所得者が安心して住める住宅こそが今求められています。

一方で、市は、その役割が疑問視されている圏央道スマートインターチェンジ事業や市民の血税をつぎ込んだ企業誘致は、地域雇用の創出がなされなかったばかりか、早期撤退という事態を招いていることは明らかな失態です。さらに、本市を支えている中小零細企業は、大手企業の撤退による廃業や倒産、事業の縮小など、深刻な影響を受けていることに対し、本市は何ら独自の支援策がなされていません。農業では、耕作放棄地が増え、後継者の獲得も困難な状況です。本来使うべきところにお金を使わず、使わなくてもよいところには大金を投じる、全く逆立ちしたお金の使い方です。しかも、切実な市民要望は待たなしです。にもかかわらず、大幅な黒字決算となっています。

以上のことから、この決算を認めるわけにはいきません。よって、本認定案に反対するものです。

次に、認定案第2号、国民健康保険事業会計について述べます。

国保運営の最大の課題は、高すぎる国保税と、これを払いきれないために増える滞納者の問題、保険証未交付問題であります。さらに、高すぎる国保税を納付したために国保証保持者でも生活資金が不足し、受診抑制が働き、病状を悪化させる事態が発生しています。これは資格証発行者に限られた問題ではありません。収納率向上を目指すための財産差し押さえと比例し、医療を受けたくても受けられない人が増加しています。これは重大な人権問題です。我が党の生活相談でも、滞納や、それで発生する延滞金の納入、医療費の増加による生活苦が高い割合を示しています。保険税が高くなった最大の原因は、国保事業における国庫負担金の削減にあります。加えて、国保事業が構造的に格差と貧困を反映し、大企業の身勝手な非正規社員切り、これで無職者が発生する。本来、国保の対象者ではない被用者の加入、低所得者層の加入が増加しています。本市でも重大な雇用破壊が行われました。また、滞納差し押さへの強化で収納率の向上が図られていますが、本来、国保は社会保障であるとの立場に立って、加入者の命を守るための施策の強化を強く求めるものです。目の前で困窮する市民をどうやって支援するのかが年々大きな課題となってきています。社会福祉部門、生活部門との綿密な協議など、横断的な政策が必要になってきています。国による制度の広域化が進められようとしていますが、多くの自治体が独自の支援策を講じています。本市でも一般会計からの納入を行い、さらに国に対しても国庫負担の引き上げを強く求め、本認定案に反対いたします。

認定案第8号、後期高齢者医療事業費について述べます。

もともと医療を年齢で差別するこの制度は、高齢者の尊厳を根底から損なうものです。民主党政権は廃止を明確に掲げておりましたが、数々の公約の不履行とともに本制度の抜本的な改

正は行われておりません。また、税と社会保障の一体改革と称して、消費税増税と社会保障をセットにし、増税が嫌なら医療を削るという国民への脅しを始め、ますます国の責任を放棄し、国民に痛みを押しつける医療制度への改悪を推進する法制化も強行されました。国の負担を国民に肩代わりさせる姿勢が明確になっております。2年ごとの見直しで上昇する保険料や、また、問答無用の一部年金からの引き落としが問題となっています。保険料負担や医療費負担に耐えられず受診抑制を引き起こしているこの制度、高齢者を年齢で差別する制度は即刻廃止し、高齢者が安心してかかれる医療制度の拡充が急務です。

以上の観点から、本認定案に反対いたします。

次に、議案第7号、茂原市小規模水道条例の制定について述べます。

国の地域主権一括法を実現する施策として、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるという補完性の原則のもと、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化、効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする、このことを国の出先機関の改革として打ち出されています。今回の条例の小規模水道は、家主、管理者、経営者等の設置者が50人以上の居住者、滞在者に飲料の水を供給し、県や市町村等の水道事業から供給される水のみを水源としている小規模簡易専用水道とその他の小規模専用水道が適用になります。一般に水道は法的に種々の規制を受けながら、衛生的で安全な水の供給が図られています。しかし、小規模な水道施設については、水道法の適用から除外されていましたが、同じように良質で豊富な水が供給されるよう、千葉県では千葉県小規模水道条例を制定し、その衛生管理等を指導してきました。この事業が地域主権一括法により市に移譲され、今後、茂原市が管理する施設は148施設が該当となり、その衛生管理に責任を負うこととなります。しかし、その権限移譲に伴う事務事業への財源措置はないとのこと。財源が伴わない事業移譲は自治体の財政規模等に左右され、これまで均一に衛生管理された事業に格差が生じかねません。それは、住民の健康福祉にも影響を与えることになるのではないのでしょうか。

以上のことから、本案件を認めることはできません。

次に、議案第9号、茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について述べます。

本案件は、人事院勧告、千葉県人事委員会の勧告に準じて職員給与の昇給額を抑える内容となっております。今回の改正は、56歳以上の職員を対象として、対象職員数は137人、1人あたりの影響額は年平均で1万3300円、全体の影響額は年約182万円、さらに給与だけでなく手

当や退職金、年金にも影響を与える内容です。こうした人事院勧告に伴っての職員給与引き下げ、期末手当の引き下げ、昇給停止など、これは今回で連続4年目です。茂原市では、その他に、市独自に財政健全化による給与削減も行われ、職員の将来設計に多大な影響を与えるのは必至です。職員の給与は基本的には生活給であり、その生活と勤労者としての基本的権利を守り、住民奉仕のために積極的に働けるように保障されるべきものです。世論では、公務員に対する評価が厳しい現状ですが、昨年あの東日本大震災のとき、みずからも震災被害を受けながらも多くの自治体職員の必死の活動が被災地住民を助け、励まし、復旧・復興の担い手として欠かせない存在であったことが明らかとなり、自治体職員の役割は大変重要だと言えます。毎年行われる公務員の賃金引き下げは、民間への引き下げにつながり、負の連鎖が続いています。これでは地域経済が活性化するどころか、ますます疲弊するばかりです。今こそこのような悪循環を断ち切り、住民の懐を温める方向に転換すべきです。そのためにも、市職員の給与削減を行うべきではありません。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第10号、茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について述べます。

本案件は、現行の茂原市企業立地促進条例を見直す内容のものです。現行条例では、巨額の奨励金を投入しても雇用や地域経済に多大な影響をこうむる、企業の撤退に歯どめをかけることができないばかりか、短期の撤退を想定した返還規定がないことを理由に、今回のパナソニック液晶茂原工場へは総額13億5000万円の奨励金を投入したまま、多くの労働者のリストラにつながる工業撤退を受け入れることになりました。こうした経験を踏まえ、早期撤退に対して10年間の操業を義務づけるとともに、途中で撤退した場合は操業年数に応じて奨励金の返還を求め、その返還の割合は条例に附帯する規則で定めるとしています。さらに、交付要件も現行では常用雇用者としていた従業員を新規正規雇用者として、奨励金の額や交付期間についても最大のケースで年間4億円、最長15年間、限度額40億円のを最大ケースが年間2億円、最長で5年間、限度額が10億円のものへと見直されました。

この条例見直しは、私ども日本共産党茂原市議団がこの間議会に一貫して要求してきたことであり、当然のことです。ところが、茂原市企業立地促進条例は地域経済の振興、地域雇用の拡大、市税収入の確保を目的に制定されたにもかかわらず、この見直しは肝心要の地元の新規正規雇用が明記されていません。地域の雇用創出は市民の切実な要望であり、市民の巨額の血税を注ぐこの条例の大事な柱です。今回、条例を適用しようとしているジャパンディスプレイの雇用創出に関して、このことが全く明らかにされていないことは、地元の新規の正規雇用と

いう条例の趣旨から見ても問題です。

経済産業省が発表した2012年における工業立地動向調査では、国や地方自治体の補助金があることを最も重視したケースは、有効回答企業数411社中、たった8件で、2%も満たしていません。条例に地元の新規正規雇用の条件をつけることは当然です。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、請願第1号、茂原市中小企業振興条例の制定を求める請願について述べます。

これまで日本の地域経済振興策の常識は、道路や空港、港湾への大規模公共投資を行い、企業を誘致すれば経済は活性化するというものでした。国中が企業に来てもらえる、選んでもらえる自治体づくりを目指し、インフラ整備や多額の補助金による誘致政策を行ってまいりました。しかし、経済構造の新自由主義化により、多国籍企業化した大企業の事業所の海外移転が国内産業の空洞化を招き、地域経済への影響が全国的な問題となっております。また、こうした企業が国際間競争、企業間競争の激化を理由に、従業員の非正規化や理不尽な雇止めを行い、身勝手な進出、撤退を繰り返しています。多額の補助金を使った企業誘致が疑問視されています。本市の経済的活性化を求める政策としても、特に企業誘致の推進に力を入れてきました。そのための企業誘致推進室の設置、企業立地促進条例の制定なども行ってまいりました。多額の補助金を使ってIPSアルファテクノロジー社を誘致しましたが、わずかな期間でのIPSアルファテクノロジーの身売り、経営を引き継いだパナソニックの早すぎる撤退という結果に終わっています。この失敗に学ぶならば、地域経済の圧倒的部分を占め、地域に根ざして再投資を繰り返し、地域に雇用と所得を生み出す中小企業や農家、協同組合、NPO、そして自治体が量的にも質的にも地域内で再投資をする力量をつけていくこと。そのために、地方自治体が系統的に地域における連携体制を強めていくことが何よりも必要です。この地域内再投資力を高めていく方策の1つが、地方自治体による中小企業振興条例です。請願事項にある全事業所の実態調査や経営者、業者などで構成する中小企業振興会議の設置により、中小企業の声を活かすことなど、大企業優遇に偏重した本市の施策を改めること、これこそが本市が目指すバランスのとれた産業施策への転換ではないでしょうか。巨額の予算を伴う事業ではありません。自治体はその気になれば、すぐにでも実行できるものです。

以上から、請願の願意をくみ取り、本請願の採択を強く求めるものであります。

次に、陳情第8号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について述べます。

建設現場で建材に使われるアスベストにさらされ、肺がんや中皮腫など、深刻な健康被害を

受けた首都圏の建設労働者や遺族が国を相手取って賠償を求めた訴訟の判決が12月5日、東京地方裁判所でありました。これにより、国は1972年ごろにはアスベストが重篤な疾患を発症させる危険性を認識しており、1981年までに防塵マスクの着用や警告表示の義務づけなど、新たな規制措置をとれば、それ以降の被害拡大を相当程度防ぐことができたこと、国の規制権限不履行を断罪し、原告170人に対する賠償を命じました。全国6つの地方裁判所で起こされているアスベスト訴訟の判決は、これで2件目といたします。アスベスト建材を扱った時期や場所の特定が困難な事例での原告勝訴は初めてということですが、この判決は国の責任を認めたことで、重大です。被害者の多くは、重層的な下請け構造が労災認定を困難にし、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もない状況です。メーカーに対する責任は明確になっておりませんが、それでは、こうした人々は誰が救済するのでしょうか。多くの被害者が実在しています。主権者である国民の苦難に対して国は真摯に向き合うべきです。被害者の皆さん、遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとること、そして、早期に解決することを求める切実な願いに背を向けることなく願意をおくみ取りいただき、さきの賠償の判決を重視し、本陳情の採択を強く求めるものであります。

最後に、陳情第9号、生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情について述べます。

本市の生活保護の受給者が平成20年度と平成24年度の比較では、488世帯から本年10月現在で626世帯へと、生活保護扶助費では10億円余から今議会に上程されている保護費の額では15億2000万円余と増加しています。生活保護受給者の捕捉率が15%から20%だということはかねがね指摘してきたこととございます。実際にそれを全て救済すれば、現受給者の数倍の方々がその対象となります。しかし、今後、保護費を抑制する方向で制度が改悪されようとしています。社会的要求とは相反するものと言わざるを得ません。厚生労働省の諮問機関の社会保障審議会が支給水準の妥当性や制度運用の厳格化などの見直しを検討しています。お笑い芸人の扶養問題に端を発した生活保護バッシングや保護費の不正受給などを殊更に強調し、国民世論を分断する報道もありました。親族の扶養義務を求めていくといたしますが、専門家によれば、扶養義務とは、未成年者に対する義務で、成人同士の場合は当たらない。なぜならば、共倒れを起こす可能性が大きいといたします。扶養義務追求の強化は、今でさえ実際に受給者がつらい思いをしているといい、受給抑制の原因になっているこの調査に加えて、さらにこの傾向を強めるものではないでしょうか。また、保護基準の引き下げもさまざまな問題への波及が予想されます。住民税の課税最低限度、修学援助、公営住宅家賃、保育料、国保税額、介護保険料、

住民税や固定資産税の減免制度など、各種の制度に影響します。生活保護は憲法25条に保障された、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する制度です。そもそも生活保護の増加は、貧困の増大の反映であり、その原因は、非正規雇用や低賃金、無年金や低年金など、貧弱な年金制度が根底にあります。そうしたことへの対策が先決です。国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきとの主張は正当であり、願意をくみ取った上での陳情採択を強く求めます。

以上を申し述べまして、私の討論といたします。

○議長（伊藤すすむ君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第1号「平成23年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第1号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第2号「平成23年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第2号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第8号「平成23年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第8号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については一括採決します。

認定案第3号から第7号までについては、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号から第7号までについては、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、報告第1号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号は承認されました。

次に、議案第7号「茂原市小規模水道条例の制定について」であります。本案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第6号並びに第8号、第11号から第15号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第6号並びに第8号、第11号から第15号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情2件であります。

最初に、請願第1号「茂原市中小企業振興条例の制定を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、請願第1号について採決します。

請願第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、請願第1号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第8号「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第8号について採決します。

陳情第8号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第8号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第9号「生活保護基準引き下げはしないことなどを国に意見書提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第9号について採決します。

陳情第9号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第9号は不採択とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（伊藤すすむ君） 次に、議事日程第2「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、建設委員会、市民環境経済委員会委員長から、会議規則第99条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤すすむ君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 伊藤 すすむ 君

副議長 森川 雅之 君

1番	飯尾 暁 君	2番	前田 正志 君
3番	矢部 義明 君	4番	金坂 道人 君
5番	中山 和夫 君	6番	山田 きよし 君
7番	細谷 菜穂子 君	9番	平 ゆき子 君
10番	鈴木 敏文 君	11番	ますだ よしお 君
12番	田丸 たけ子 君	13番	加賀田 隆志 君
14番	腰川 日出夫 君	16番	深山 和夫 君
17番	勝山 穎郷 君	18番	竹本 正明 君
19番	初谷 智津枝 君	20番	関 好治 君
21番	早野 公一郎 君	22番	三枝 義男 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君
25番	田辺 正和 君	26番	金澤 武夫 君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	総務部長	金坂正利君
企画財政部長	麻生英樹君	市民部長	森川浩一君
福祉部長	大野博志君	経済環境部長	前田一郎君
都市建設部長	笠原保夫君	教育部長	鳩川文夫君
企画財政部参事 (企画財政部次長事務取扱)	金澤信義君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	相澤佐君
市民部次長 (市民課長事務取扱)	古谷野まり子君	福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	岡本幸一君
経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	三浦幸二君	都市建設部次長 (都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	矢部吉郎君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	小高隆君	教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	鈴木健一君
職員課長	山本丈彦君	企画政策課長 (本納駅東地区 土地区画整理担当)	十枝秀文君

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	岡澤弘道
主幹	岡本弘明
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一

○議長（伊藤すすむ君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでございました。
これをもちまして、平成24年茂原市議会第4回定例会を閉会します。

午後2時50分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年2月1日

茂原市議会議長 伊 藤 すすむ

茂原市議会副議長 森 川 雅 之

茂原市議会議員 常 泉 健 一

茂原市議会議員 市 原 健 二